

滝沢市汚水処理実施計画書

平成27年3月

目 次

I	はじめに	1
II	基本方針	2
III	汚水処理整備計画	3
IV	年次別事業計画表	5
V	おわりに	6

I はじめに

I-1 滝沢市の概要

本市は、岩手県のほぼ中央、県都盛岡市の北西部に隣接し、市域182.32km²、人口は約5万5千人となっています。

市の北西に秀峰岩手山を望み、東に北上川、南に雫石川が流れ、また、中央部を南北に走る奥羽山脈の支系を境に北部の岩手山麓周辺は酪農地帯、南部及び東部の平坦地は水田地帯を形成し、盛岡市に隣接する南、東部より住宅地が伸びてきており、気候は、内陸型で寒暖の差が激しく、夏は比較的過ごしやすいが、冬は寒さが厳しいのが特徴となっております。

市内には国・県有地が広がり、独立行政法人家畜改良センター及び東北農業研究センター並びに岩手県農業研究センター畜産研究所等の農林業試験研究機関が集積しており、さらに岩手県立大学・盛岡大学・岩手看護短期大学を有し、県内でも有数の研究学園地域を形成するとともに、その雄大な土地利用から大陸的な風情が感じられます。また、小岩井農場や岩手山麓の様相から、牧歌的な風情が醸し出されている一方で、国の無形民俗文化財に選定された「チャグチャグ馬コ」やその出発点となる鬼越蒼前神社など歴史的風情も感じられます。

これら、「新文化」と「旧文化」、「都市」と「自然」という対極的な要素が混在している現状が今の滝沢市の姿であり、これらが調和のもと融合する姿が、滝沢市の将来像を形成する上で重要であると考えます。

平成26年1月1日に「滝沢村」から「滝沢市」へと移行し、同年4月には「滝沢市自治基本条例」を制定しています。この条例では、「市民憲章」「めざす地域の姿」を掲げ、『住民自治日本一』をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかねばならないとしています。

また、交流拠点複合施設、滝沢中央小学校やスマートインターチェンジの整備等も進められ、社会情勢が変化し、市民ニーズも多種多様化しております。

このような状況の変化を踏まえ、「めざす地域の姿」の実現に向けた取り組みが求められています。

I-2 滝沢市の汚水処理の概要

公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの汚水処理施設の整備は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、河川、水路等の公共用水域の水質保全を図るために不可欠なことのできない施設です。

本市におきましては、昭和40年代後半からの急激な人口の増加による都市化の進展に対応するため、北上川上流流域下水道の関連公共下水道として昭和53年度に下水道事業に着手し、昭和58年度に供用を開始しました。平成25年度末の整備状況としましては、事業認可面積768haのうち約673haの整備が完了しており、人口普及率は約62%となっています。

また、平成2年度には滝沢南地区におきまして農業集落排水事業に着手し、平成5年度に整備を完了しています。供用開始後20年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、

一部施設設備の更新が必要な時期となっているため、平成25年度に、今後の施設の更新の費用と維持管理費用を試算し、公共下水道への接続について検討を行いました。その結果、公共下水道へ接続した方が経済的であることから、農業集落排水事業を公共下水道事業へ統合することにしました。平成26年度に接続工事を行い、平成27年度から公共下水道への流入を行う計画です。

このほか平成元年度から浄化槽設置整備事業を導入しまして浄化槽の普及促進に努めているところです。

本市では、これらの汚水処理事業につきまして「いわて汚水適正処理ビジョン 2010」等に基づく汚水処理実施計画を策定し事業の推進を図っているところですが、平成25年度末の汚水処理人口普及率は約80%であり、今後も引続き、効率的な整備の促進が必要であると考えます。

I-3 見直しの目的・背景

平成24年8月に閣議決定された社会資本整備重点計画において、汚水処理人口普及率を約87%（平成22年度末）から約95%まで引き上げることが示され、これを受けた形で平成26年1月に、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を目指すため、農林水産省・国土交通省・環境省の3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下、「新マニュアル」という。）が示され、都道府県構想の早急な見直しの推進と都道府県構想の基となる市町村の汚水処理施設整備の見直しが求められております。

これを受け岩手県からも県構想の見直しを行うに当たり、市町村の構想見直しの推進について通知がありました。

本市の汚水処理実施計画は目標年度を平成32年度とし、汚水処理人口普及率を91.4%としていますが、今回この新マニュアルに基づき、汚水処理実施計画の見直しと併せ、公共下水道全体計画区域（全体計画区域）の見直しを行うものです。

新マニュアルに沿って、中期（10年程度）での早期整備とともに、長期（20～30年）での持続的な汚水処理システム構築を求められています。

本市においても平成27年度からの総合計画の策定を進めており、これら上位計画との整合も図りながら、維持管理を考慮した中長期的な視点にたった効率的かつ経済的な整備を推進していくため、汚水処理実施計画の見直しを行うものです。

II 基本方針

本市の汚水処理施設整備は、流域関連公共下水道事業及び浄化槽設置整備事業によるものとする。

公共下水道事業については、流域下水道幹線が本市を南北に縦断して整備されていることから、本市の汚水処理施設整備の中核として位置付け、都市計画マスタープラン等の他計画との整合を図りながら、市街化区域及び既成市街地等の住宅密集地域を中心に、

今後とも効率的な整備促進を図っていくものとする。

市街化区域以外の区域について、整備手法による経済性、整備後の採算性、整備に要する期間等の観点から、整備区域の見直しを行うものとする。

浄化槽設置整備事業は、公共下水道等の集合処理区域外の整備手法として、今後とも普及促進に努めていくものとする。

Ⅲ 汚水処理整備計画

Ⅲ-1 整備区域の選定

1) 公共下水道

巢子第二処理分区、鶉飼西処理分区、小岩井北処理分区及び小岩井南処理分区の公共下水道事業計画区域内で未整備区域については、引き続き整備を促進するものとする。市街化区域が拡大された場合には、優先的に整備を行うものとする。

10年間での早期整備区域として、市街化区域外の人口密集地域について、経済性、採算性、地域の一体性を考慮し整備区域を選定するものとする。

また、地域のニーズや地域特性も勘案し、長期の整備区域を選定することとし、選定に当たっては、整備後の接続率や支出に対する収入の回収率など、採算性を勘案して選定するものとする。長期整備区域の整備については、早期整備区域における整備後の接続状況や、区域の人口動向、公共下水道事業の経営状況等を総合的に勘案し、整備の有無も含めて整備範囲、時期等について、必要に応じてその都度、検討していくものとする。

スマートインターチェンジ予定地区周辺及び市役所と滝沢ニュータウンの間の地区については、土地利用の検討地区として公共下水道整備区域からは除外しないものとした。整備については、都市計画における土地利用の検討の状況により対応するものとする。

2) 浄化槽

浄化槽の整備対象区域は、公共下水道事業計画区域を除く市内全域とする。

Ⅲ-2 行政人口の推計

行政人口については、都市計画マスタープランの推計値（10月1日時点）を基に、平成25年度までの実績値を加味し修正した「市水道ビジョン」の人口推計値（3月31日時点）との整合を図りました。

表-1 行政人口の目標値

年度	H25	H30	H32	H35
行政人口	55,063人	55,661人	55,832人	55,872人
年度	H40	H42	H45	H47
行政人口	55,616人	55,429人	55,757人	54,310人

※ 平成25年度は実績値

Ⅲ－３ 年度別整備人口の算定

1) 公共下水道

整備計画区域内の現在の人口を基に、行政人口の伸びの鈍化から減少への動向を考慮し、平成４７年度で整備人口４１，８２８人、整備率７７％を目標値として算定した。

2) 浄化槽

年度別の整備人口は浄化槽設置整備事業による整備人口により算定した。

また、公共下水道整備区域内の浄化槽について、公共下水道整備後は公共下水道整備人口に計上し、浄化槽整備人口からは減計上して、二重計上としないようにした。

① 浄化槽設置整備事業

設置計画基数については、整備促進のための補助金の嵩上げを実施し、年間６０基を見込んでいる。なお、１世帯当り平均人数は３．０人として計上した。

② 公共下水道整備区域内の浄化槽

公共下水道整備区域に設置されている施設は、公共下水道の整備完了後に全世帯が切り替えられるものとして当該人数を差し引いている。１世帯当り平均人数は、浄化槽設置の数値に合わせ３．０人とした。

Ⅲ－４ 整備事業費の算定

1) 公共下水道

事業費については、整備計画区域内を管路の配置を基に集落毎にまとめ、集落毎の建設を積み上げて算出した。

早期整備箇所、長期整備箇所に分け集計を行い、それぞれ１０年間で整備を進めることとし、各年度の事業費を計上した。

事業費としては、早期の１０年間で約３０億６千万円、その後の長期の１０年間で約３０億円を見込んでいる。

2) 浄化槽

浄化槽設置整備事業における１基当りの補助金額に単年度設置基数を乗じて算出している。なお、各年度の補助金額は、事業促進のための嵩上げ補助を含め、５人槽で５３万４千円、７人槽で６６万８千円、１０人槽で８８万８千円として、人槽は過去の実績をもとに２０年間で、５人槽を６７２基、７人槽を４８０基、１０人槽を４８基、合計１，２００基を整備し、目標年度の平成４７年度までには同様に整備を進める計画として算出した。

財源の内訳としては、国で定める補助基準額については、国庫補助金、県費補助金及び市単独費をそれぞれ１／３とし、さらに平成２２年度からは市の単独費を上乗せしているが、平成２７年度からは、公共下水道整備区域の縮小に伴い、浄化槽整備区域が拡大することを鑑み、汚水処理の整備を推進していくため、更なる嵩上げ補助の実施を見込んで算出した。

事業費としては、年間６０基設置で約３，６１０万円、２０年間で約７億２，２００万円とし、平成４７年度まで同様に整備を進めるものとして見込んでいる。

Ⅲ-5 整備計画

本計画における各事業の汚水処理人口普及率は、以下のとおりとし平成26年度から平成47年度の汚水処理人口普及率の伸び率を15.9%と見込んだ95.7%とする。

事業名	(旧計画)		(新計画)	
	平成22年度	平成32年度	平成25年度	平成47年度
公共下水道	56.6%	71.7%	62.1%	77.0%
農業集落排水	2.0%	1.9%	1.8%	—
浄化槽	15.5%	17.8%	15.9%	18.6%
計	74.1%	91.4%	79.8%	95.7%

- ※ 農業集落排水は、平成27年度からは公共下水道に統合予定。
- ※ 四捨五入の関係上、合計と符合しない場合があります。

Ⅳ 年次別事業計画表

平成47年度までの各汚水処理施設の年次別事業計画は、表-2のとおりとする。

公共下水道、農業集落排水の水洗化人口については、供用開始年度の水洗化率を60%、2年目を70%、3年目を80%、4年目を85%、5年目を90%、6年目を95%と見込んで算出した。

表-2 年次別事業計画表

行政人口		H25	H27	H30	H34	H37	H42	H45	H47
		55,063	55,405	55,661	55,858	55,898	55,429	54,757	54,310
公共 下水道	計画	2,773	1,386	412	412	412	151	151	151
	計画 (単年度)	2,773	1,386	412	412	412	151	151	151
	計画 (累計)	34,182	36,198	37,434	39,082	40,318	41,073	41,526	41,828
	普及率	62.1%	65.3%	67.3%	70.0%	72.1%	74.1%	75.8%	77.0%
水洗化	水洗化人口	31,549	33,227	34,889	37,026	38,501	40,016	40,584	40,934
	水洗化率	92.3%	91.8%	93.2%	94.7%	95.5%	97.4%	97.7%	97.9%
農業 集落 排水	計画	-7							
	計画 (単年度)	-7							
	計画 (累計)	974							
	普及率	1.8%							
水洗化	水洗化人口	888							
	水洗化率	91.2%							
浄化 槽	計画	272	88	34	34	34	72	72	72
	計画 (単年度)	272	88	34	34	34	72	72	72
	計画 (累計)	8,780	8,956	9,166	9,302	9,404	9,764	9,980	10,268
普及率		15.9%	16.2%	16.5%	16.7%	16.8%	17.6%	18.2%	18.9%
計		43,936	45,154	46,600	48,384	49,722	50,837	51,506	52,096
普及率 (%)		79.8%	81.5%	83.7%	86.6%	89.0%	91.7%	94.1%	95.9%

- ※ 平成25年度は実績値、平成27年度以降の行政人口は都市計画マスタープランの推計値(10月1日時点)を基に、平成25年度までの実績値を加味し修正した「市水道ビジョン」の人口推計値(3月31日時点)との整合を図った。
- ※ 四捨五入の関係上、合計と符合しない場合があります。

V おわりに

本計画における公共下水道の整備事業費については、今般の社会情勢や経済動向及び本市の財政状況の見通しなどから、今後ある程度の事業費削減が見込まれものとして計画している。

また、浄化槽設置整備事業による浄化槽の設置基数については、対象区域が拡大することから、事業促進のため嵩上げ補助の拡大を実施し、設置計画基数を年間60基としているが、併せて放流の確保等についても対応の検討が必要となる。

このように汚水処理施設整備を取り巻く状況にも厳しいものがあり、より経済的かつ効率的な整備を推進していくためには、常に情勢の変化と地域の実情に即したフレキシブルな対応を図る必要があることから、今後も随時、生活排水対策プロジェクトチーム等による汚水処理事業の進行管理、維持管理を含めたコスト比較に基づく処理区域や整備手法の見直しなど、積極的な検討を実施していくものとする。

滝沢市汚水処理実施計画の見直しの経過

実施日	実施項目	備考
平成26年10月17日	下水道事業経営懇談会	審議
平成26年11月27日	議員全員協議会	
平成26年11月28日	下水道事業経営懇談会	意見書受理
平成26年12月16日 ～12月21	住民説明会	北部コミュニティセンター、勤 労青少年ホーム、ふるさと交 流館、篠木多目的センター、 公民館
平成27年1月15日 ～2月14日	パブリックコメントの実施	意見書の提出なし
平成27年3月24日	計画書の決定	